

第6章 保護に係る諸手続

第1節 保護に係る諸手続

登録有形文化財（建造物）に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の30日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。（文化財保護法第64条1項）

旧陸軍歩兵第四四連隊弾薬庫及び講堂における保存活用に必要な手続きについては表6.1.1のとおりである。下記事項のうち現状を変更しようとする場合の手続きについては、次項のように内容を補足する。ただし、手続きの必要性について明確でない行為については、文化庁と協議を行う。

第2節 現状を変更しようとする場合の手続

登録有形文化財（建造物）における現状変更とは、「文化財として価値の及ぶ範囲」の位置や形（形状・材質・色合い等）を変更する行為のうち、移築する場合及び変更する範囲が「通常望みできる範囲」の4分の1を超える場合が該当する。旧陸軍歩兵第四四連隊弾薬庫及び講堂において想定される現状変更は、屋根の葺き替え工事や外壁の修理工事が挙げられる。

現状変更をしようとする場合は、事前に文化庁と協議するものとする。

表6.1.1 保護に係る諸手続

事項	手続者	手続	提出期限	根拠法令等
管理責任者の選任・解任	所有者・管理責任者	届出	20日以内	○法第60条第2項 ○登録有形文化財（建造物）に係る等登録手続及び届出等に関する規則（この表で以下「規則」という。）第5・6条
所有者の変更	所有者	届出	20日以内	○法第60条第4項 ○規則第7条
管理責任者の変更	管理責任者	届出	20日以内	○法第60条第4項 ○規則第8条
所有者・管理責任者の氏名・名称・住所の変更	所有者・管理責任者	届出	20日以内	○法第60条第4項 ○規則第9条
滅失・き損・亡失	所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）	届出	10日以内	○法第61条 ○規則第10条
所在の場所の変更	所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）	届出	20日前	○法第62条 ○規則第11条
現状変更等	現状を変更しようとする者	届出	30日前	○法第64条第1項 ○規則第14・15条
輸出	輸出しようとする者	届出	30日前	○法第65条第1項 ○規則第18・19条
技術的指導	所有者・管理責任者又は管理団体			○法第66条 ○規則第21条
登録原簿登録に関する意見聴取		意見		○法57条第2項

第3節 届出を要しない行為

登録有形文化財（建造物）においては、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置若しくは他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、届出を要しない。ただし、文化財的価値に十分に配慮するものとする。（文化財保護法第64条1項ただし書、登録有形文化財（建造物）に係る登録手続及び届出書等に関する規則第17条）

（1）維持の措置の範囲

現状変更のうち次のような場合は、維持の措置の範囲に該当するものとする。

ア 登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の4分の1以下である場合（移築の場合を除く）。

イ 登録有形文化財（建造物）が毀損している場合又は毀損することが明らかに予見される場合において、当該毀損の拡大又は発生を防止するため応急の措置をする場合。

例えば、内装のみを模様替えする場合、雨漏りや壁のひび割れといったき損の発生や拡大を防止するための修理工事等がこれに該当する。

（2）非常災害のために必要な応急措置

非常災害に備え、事前に行う補強や改修行為又は非常災害後に復旧工事として行うものが該当する。例えば、倒壊防止のために傾斜した柱や破損のおそれのある梁に支柱を添える行為等がこれに該当する。

第4節 本計画の改正

整備工事完了後に本計画を改定のうえ、10年ごとを目途に継続的に見直しを行う。本計画の内容を変更・改訂するときは、文化庁と事前に協議したうえで、変更後の計画書に変更前の計画書を添えて文化庁へ提出する。